

ごみ

スプレー缶、カセットボンベのごみ出しに注意!

問合せ/環境課 ☎248

スプレー缶やカセットボンベのごみを誤って出すと、ごみ収集車の火災の原因となり大変危険です。収集車だけでなく乗組員の生命、周辺の住宅などに被害が及ぶ危険もあります。事故を防ぐためにも、分別の徹底と正しいごみの出し方にご協力をお願いします。

スプレー缶、カセットボンベのごみの出し方

①中身は全部使い切ってから穴をあける。
②資源ごみの収集日に「びん」のカゴに出す。

スプレー缶

缶のふたに備わっている中身排出機構(残ガス排出機構)を使い、ガスを抜いてから穴をあけて「びん」のカゴに出してください。

※中身排出機構とは、スプレー缶の中に残ったガスを確実に安全に抜くために工夫されたキャップです。各メーカーによりさまざまなものがありますので、使用説明書をよく読んでご使用ください。

カセットボンベ

カセットボンベの中にガスが残っていると「シャカシャカ」と音がします。必ず全部使い切ってから、穴をあけて「びん」のカゴに出してください。

なお、どうしても使い切れないときはボンベに表示している販売元または製造元にお問い合わせください。



消費生活相談

消費生活相談から

問合せ/消費生活相談 ☎049-252-7181

強引な送りつけに注意 「健康食品の相談増加中」

「健康食品を強引に送りつけられた」という相談が増加しています。特に高齢者からの相談が多く、注文した覚えがないのに、事業者から健康食品が送られてきて、「申し込んだのだから支払え」と高圧的に言われ、買ってしまったというケースが増えています。

注文していないのに商品が届いた場合は、絶対に受け取らない、代金を支払わないことが重要です。

【相談事例】

知らない業者から「以前注文のあった健康食品が入荷した。3万5千円になる。代引配達で明日届ける。」という電話があった。注文した覚えがないので断ったが、「受取拒否したら、裁判所から通知が行くから」と言われた。もし、本当に商品が送られてきたらどうしたらよいか。

(70歳代男性)



【消費者へのアドバイス】

①注文した覚えのない電話には、「頼んでいない」とはっきり断りましょう。

②商品が届けられた時は、宅配業者に「受け取りません」と拒否してください。代金を請求されても支払う必要はありません。ただし、その後のトラブルに備えて、送り主(業者名)、住所、電話番号などを控えておきましょう。

③代金を支払ってしまった場合、あきらめずに消費生活相談に相談してください。解決できる場合があります。

警察

1月10日は『110番の日』～110番は緊急通報です～

問合せ/東入間警察署生活安全課 ☎049-269-0110 ☎263



110番は犯罪や事故があったときや、これらの事件などを目撃したときに利用する「緊急通報の専用電話」です!

県警察には、平成24年中に約68万件を超える110番通報があります。このうち約3割(約20万件)が緊急性のない各種照会や間違い、いたずらなどの通報です。

これらの110番に適さない通報が、緊急を要する通報への対応を遅らせる原因ともなっています。本当に緊急を要している人をいち早く救うためにも、正しい利用をお願いします。

急を要さない要望・相談・苦情・各種照会の問合せ/

けいさつ総合相談センター

☎9110

☎048-822-9110

メール・ファックス110番

聴覚に障がいのある方または言葉が話せない方が事件や事故にあつたとき、携帯電話やパソコンのメールから緊急通報することができます。

メール110番/

<http://saitama.110.jp>

ファックス110番/

FAX 0120-264-110





上下水道

上下水道に異常があるときに 1・2月の当番店

問合せ／水道課 ☎525 下水道課 ☎427

宅地内で突発的な漏水や下水管のつまりなどが発生した時は、市が指定する下記の当番店または管工事業協同組合事務所に修理を依頼してください（修理代は自己負担）。

※工事店の都合により、当番店が変更することがあります。
※マンション・アパートなどは、管理者へ連絡してください。

Table with 2 main columns for 1月 and 2月, and sub-columns for 日, 曜日, 工事店名, 電話番号. Lists maintenance shops and phone numbers for each day.

管工事業協同組合事務所
☎049-255-5611
(月～金曜午前9時～午後4時)

市民農園

打越市民農園利用者募集

問合せ／産業振興課 ☎244

市民農園は、農業に対する理解を深め、土と親しんでいただけるよう設置しています。今回4月からの利用者を募集します。ぜひお申し込みください。
場所／鶴馬3丁目地内（山崎公園の西側）
募集区画数／205区画（1区画約30㎡）
利用料／年間6千円（毎年4月に納入）
利用期間／4月1日から約3年間
申込資格／市内在住者（1世帯1区画）

●利用期間を通して草むしりなど適切な管理ができる方
申込方法／はがきなどに住所、氏名、電話番号、農園利用希望と記入し、郵送または持参してください。
※申込多数の場合は抽選となります。2月中に申込者全員に結果を通知します。
提出先／〒354-8511（住所不要）
富士見市役所 産業振興課
申込期間／1月6日（月）～31日（金）（当日消印有効）

打越市民農園案内図



※農園内に水道、駐車場、ごみ捨て場などはありません。

利子補給制度

高校・大学などの入学に係る利子補給制度のご案内

☎0570-008656
教育ローンコールセンター（ナビダイヤル）
☎049-246-4171

返済期間／15年以内
問合せ／日本政策金融公庫川越支店（申込み相談）
日本政策金融公庫の教育一般貸付は在学するお子さんのいる家庭を対象とした国の教育ローンです。
融資額／学生・生徒1人につき300万円以内
利率／2・35%（平成25年11月14日現在）

高校、専修学校、専門学校、短期大学および大学へ入学する方の保護者で、日本政策金融公庫の教育一般貸付（入学資金）を受けた方に対し、返済利子の一部または全部を助成します。
申請／随時受付。ただし、入学後の申請は、補給金の一部が対象とならない場合があります。
対象／市内在住で市税を滞納していない方
利子補給対象額／融資額のうち70万円を限度
利子補給期間／5年を限度
申込み・問合せ／教育政策課 ☎612